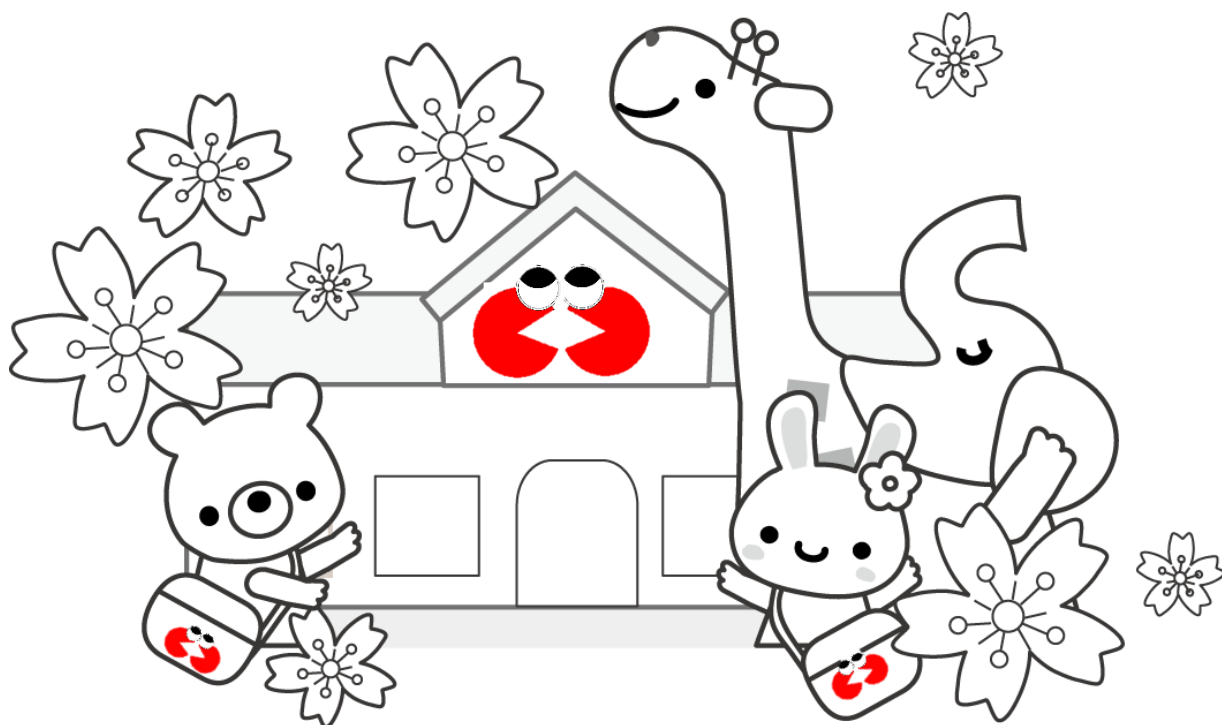


令和 9 年度
保育所等入所案内



蟹 江 町

問合せ先

蟹江町役場民生部 こども福祉課

☎0567 - 95 - 1111 内線 157

“令和9年度保育等入所申込みについて”

1. 保育所等(保育所及び幼保連携型認定こども園保育部)とは

保育所等は、その児童の保護者及び家族が仕事をしていたり、病気や病人の看護をしているため、保育ができず同居の家族も保育ができない事情がある場合に、保護者の申込みによって0歳（原則として生後6か月以上）から小学校就学前の乳幼児を保護者にかわって保育することを目的に設けられた「児童福祉施設」です。

2. 申込書受付日程について

(1) 申込書の受付期間 11月9日（月）から13日（金）まで

午前9時から午後5時まで

役場こども福祉課で受け付けます。

上記受付期間終了後も随時申請を受け付けますが、受付期間内に申請された方を優先的にご案内させていただきますので、ご了承ください。

また、受付時に詳しい事情をお聞きますので、必ず保護者自身が申込書を提出してください。

(2) 認定こども園蟹江幼稚園及び須成東幼稚園は、上記受付期間、幼稚園でも受け付けします。

(3) 蟹江保育所、はばたき保育園、キッズガーデンカリヨンの杜は、乳児専門の保育園のため、3歳児以上の児童の入園はできません。（6. 各施設についてを参照）

また、はばたき保育園及びキッズガーデンカリヨンの杜は、乳児でも0歳、1歳児の児童を主としていますが、定員（30名）に達しない場合は、2歳児も入園できます。

3. 必要な書類及び入所基準について

(1) 保育所入所申込書

(2) 子どものための教育・保育給付支給認定申請書

次項の入所基準に基づき、下記のとおり2つの区分認定を行います。2号認定・3号認定を受けた児童が入所できます。

	認 定 区 分
1号認定	満3歳以上の児童で教育を希望する場合（幼稚園への入所を希望する場合）
2号認定	満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定	満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

(3) 入所できる児童は、保護者及び家族の事情が次のどれかに該当する場合に限られます。

入 所 基 準	保 護 者 の 状 況	必 要 な 証 明 書
家庭外労働	常勤・パート	就労証明書
	農業・自営	就労証明書及び開業届写し等
家庭内労働	自営	就労証明書及び開業届写し等
	会社・商店等からの内職	就労証明書
	その他の内職	
母親の出産等	出産	出産予定日のわかる書類(母子手帳等)
疾 病 等	入院・通院	診断書(写し可) ※保育が必要とわかる内容の記載があるもの
	障がい者	障害者手帳・療育手帳の写し等
求 職 活 動	求職活動中又は予定	求職活動申告書
介護(看護)等		被介護(看護)者の診断書(写し可) ※常時介護(看護)が必要とわかる内容の記載があるもの
家庭の災害 そ の 他		それぞれの事情がよくわかる書類

※ 令和9年4月1日時点で65歳未満の祖父母等、保育できる方がいる家庭はその人の証明書等も必要です。

※ 「労働」とは、1ヵ月16日以上で1日4時間以上(月64時間以上)働くことをいいます。
農業とは、耕作面積が30アール以上で、出荷物がある場合をいいます。実家等の農業を無給で手伝う場合等は認められません。

※ 令和9年1月4日(月)～1月22日(金)に提出してください。(土・日曜日及び祝日を除く)

4. 入所の決定等について

- (1) 定員等で申込児童全員が入所できない場合は、保育を要する程度の高い児童から入所していただきます。
- (2) 令和8年12月下旬に、面接等のお知らせを発送します。(入所決定ではありません)
- (3) 内定通知書は、令和9年1月下旬に、保育料決定通知書は3月下旬に保護者に発送します。
- (4) 入所期間は、令和9年4月から小学校就学始期に達するまでの、保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間です。ただし、入所期間中も入所基準を満たしているか、調査を行います。

5. その他

- (1) 税金の更正の請求や修正申告をされた方は、必ずこども福祉課へご連絡ください。
- (2) 申請書提出後に保護者の状況が変わった場合(転職や引っ越し等)も、こども福祉課へご連絡をお願いします。

6. 各施設について

No.	施 設 名 (電 話 番 号)	保 育 時 間	住 所
1	蟹 江 保 育 所 (95-2455) ※乳児専門保育所	平 日 午前7:30～午後7:00 土 曜 午前7:30～午後5:00	〒497-0040 城一丁目525番地
2	蟹 江 南 保 育 所 (95-3449)	平 日 午前7:30～午後7:00 土 曜 午前7:30～午後5:00	〒497-0040 城四丁目244番地
3	蟹 江 西 保 育 所 (95-6454)	平 日 午前7:30～午後7:00 土 曜 午前7:30～午後5:00	〒497-0050 学戸四丁目29番地
4	舟 入 保 育 所 (95-6033)	平 日 午前7:30～午後6:30 土 曜 午前7:30～午後5:00	〒497-0048 舟入一丁目228番地
5	須 成 保 育 所 (95-0067)	平 日 午前7:30～午後7:00 土 曜 午前7:30～午後5:00	〒497-0031 大字須成字古苗代1733番地
6	新蟹江北保育所 (96-1050)	平 日 午前7:30～午後7:00 土 曜 午前7:30～午後5:00	〒497-0058 富吉三丁目217番地
7	はばたき保育園 (96-3123) ※乳児専門保育園	平 日 午前7:30～午後7:00 土 曜 午前7:30～午後5:00	〒497-0034 本町八丁目35番地1
8	キッズガーデンカリヨンの杜 (94-1230) ※乳児専門保育園	平 日 午前7:30～午後7:00 土 曜 午前7:30～午後5:00	〒497-0030 宝三丁目3番地
9	認定こども園蟹江幼稚園 (95-3703)	平 日 午前7:30～午後7:00 土 曜 午前7:30～午後5:00	〒497-0043 大字新千秋字後東82番地
10	認定こども園須成東幼稚園 (95-1547)	平 日 午前7:30～午後6:30 土 曜 午前8:00～午後4:00	〒497-0031 桜四丁目224番地

7. 保育料等について

- (1) 保育料等は、保護者(父母)の市町村民税所得割課税額の合計により決定します。
3歳児クラス以上の保育料は無料となりますが、給食費はご負担いただきます。
(乳児クラスは保育料に給食費が含まれています。)
- (2) 保育料等算定の参照する年度については、
4月～8月分→令和8年度(令和7年中所得)に課税された市町村民税所得割額を参照します。
9月～3月分→令和9年度(令和8年中所得)に課税された市町村民税所得割額を参照します。
- (3) 保育料等の算定は、住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除・配当控除・外国税額控除等は適用されません。

世帯の課税区分 (定義)		階層 区分	利用者負担額 (3歳未満)
生活保護法による被保護者世帯(単給世帯を含む)及び、 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		1	0円
市町村民税非課税世帯		2	0円
市町村民税均等割額のみ課税世帯		3	12,680円
市町村民税 (所得割額)	60,000円未満	4	19,500円
	60,000円以上140,000円未満	5	24,200円
	140,000円以上220,000円未満	6	28,930円
	220,000円以上320,000円未満	7	37,490円
	320,000円以上520,000円未満	8	44,790円
	520,000円以上	9	51,790円

8. 保育料等の減免について

(1) 第2子減免

18歳に達した以降の最初の3月31日までのお子さまが2人いる世帯の第2子で、以下のいずれかに該当する方

(1) 利用者負担額 無料

市町村民税所得割課税額合算額が97,000円未満の世帯のお子さま

(2) 利用者負担額 半額

- i 市町村民税所得割課税額合算額が97,000円以上301,000円未満の世帯のお子さま
- ii 保育所等を利用しているお子さまが2人以上いる世帯の2人目のお子さま

(2) 第3子以降無料

18歳に達した以降の最初の3月31日までのお子さまが3人いる世帯の第3子以降のお子さまが、3歳に達した最初の3月31日までの場合は、利用者負担額が無料となります。

9. 3歳児から5歳児クラスの給食費（主食費・副食費）について

(1) 負担額（月額）

主食費 1,000 円 副食費 4,500 円 合計 5,500 円

(2) 支払い方法

口座振替

(3) 副食費免除対象の方

- i 市町村民税所得割課税額合算額が 57,700 円未満の世帯のお子さま
- ii 小学校就学前までのお子さまの年齢の高い順から数えて 3 番目以降のお子さま

10. 基本保育時間外料金（早朝延長保育）について

(1) 基本保育時間外料金は、月額 2,000 円とします。

（ただし、ひと月 2 回までは 1 日 1 回 400 円）

(2) 以下のいずれかに該当する方は基本保育時間外料金の半額となります。

- i 市町村民税所得割課税額合算額が 57,700 円以上 60,000 円未満の世帯のお子さま
- ii 小学校就学前までのお子さまの年齢の高い順から数えて 2 番目のお子さま

(3) 上記(2)に加えて、以下のいずれかに該当する方は免除となります。

- i 生活保護等世帯のお子さま
- ii 市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割課税額合算額が 57,700 円未満の世帯のお子さま
- iii 小学校就学前までのお子さまの年齢の高い順から数えて 3 番目以降のお子さま及び 18 歳に達した以降の最初の 3 月 31 日までのお子さまが 3 人以上いる世帯の年齢の高い順から数えて 3 番目以降の 3 歳未満のお子さま

(4) 基本保育時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時までです。ただし、特に保育が必要と認められる児童については、午前 8 時から午後 5 時までとし、それ以外は基本保育時間外となります。